

府中地域まちづくり条例及び府中景観条例が改正され、平成27年1月1日より施行されました。

土地利用調整審査会及び景観審議会が統合され、土地利用景観調整審査会に変わりました。

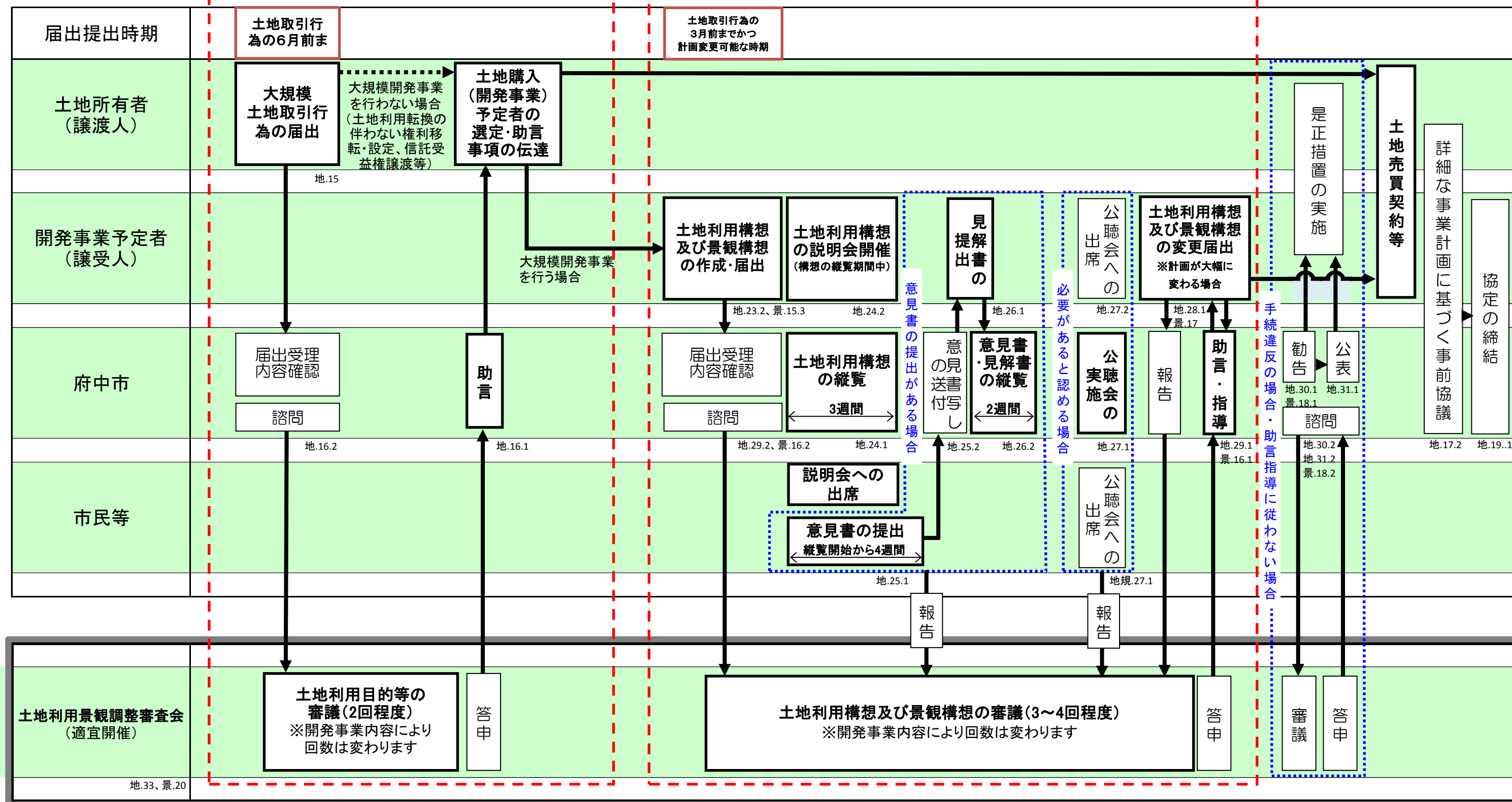
『大規模土地取引行為の事前届出制度』、『大規模開発事業の土地利用構想の公開・協議』及び『景観構想の協議』と土地利用景観調整審査会の関係図



- 大規模土地取引行為^{地.15}
5,000㎡以上の土地に関する権利の移転などの取引行為
- 大規模開発事業(土地利用構想及び景観構想)^{地.23.2、景.15.3}
 - ①開発区域の面積が5,000㎡以上のもの(墓地の設置の場合にあたっては2,000㎡以上)
 - ②100戸以上の集合住宅または延べ面積10,000㎡以上の建築物の建築



【大規模土地取引行為の事前届出の手續(非公開)】 【大規模開発事業の土地利用構想の公開・協議及び景観構想の協議の手續】



地.33、景.20
地.27.1
地.15.3

地域まちづくり条例第15条
地域まちづくり条例施行規則第27条第1項
景観条例第15条第3項

(注)この図は標準的な流れを示したものです。